

訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書

2024年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。

訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅で生活を支えるうえで欠かせないサービスです。

厚生労働省は、基本報酬引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問することができるサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームなど集合住宅併設型の事業所及び都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されます。高齢化が進み、介護を担う人材が不足しているような当町を含む地方の自治体にとって訪問介護報酬の引き下げは、介護事業を担う事業者の大きな負担となっており、実際に介護報酬の改定後の法人等の運営に大きな影響が出ています。

厚生労働省は、訪問介護の処遇改善加算によって引き下げ分を補填できると説明していますが、加算には段階ごとに様々な厳しい要件と負担を強いることから基本報酬引下げ分を補填できない事業者が出ると予想されます。加えて、介護現場の人手不足は深刻であり、高齢化が進み介護人口が増えるほど、職員の負担が増える中で、今回の基本報酬引下げによって、人手不足を加速させることが懸念されます。

これらのことから、都市部の有利な条件の事業者をモデルとするのではなく、地方における小規模事業者の実情を十分に考慮し、訪問介護の減少と在宅介護の崩壊を食い止めるための訪問介護基本報酬の早急な見直しを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月12日

千葉県多古町議会議長 鵜澤 茂

内閣総理大臣 石 破 茂 様
厚生労働大臣 福 岡 資 麿 様
財 務 大 臣 加 藤 勝 信 様